平成２８年（行ウ）第４９号、第１３４号、第１５７号

高浜原子力発電所１号機及び２号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

２０１８（平成３０）年７月２日　口頭弁論期日　名古屋地方裁判所

更新弁論

－被害の特異性と原発の恐ろしさ－

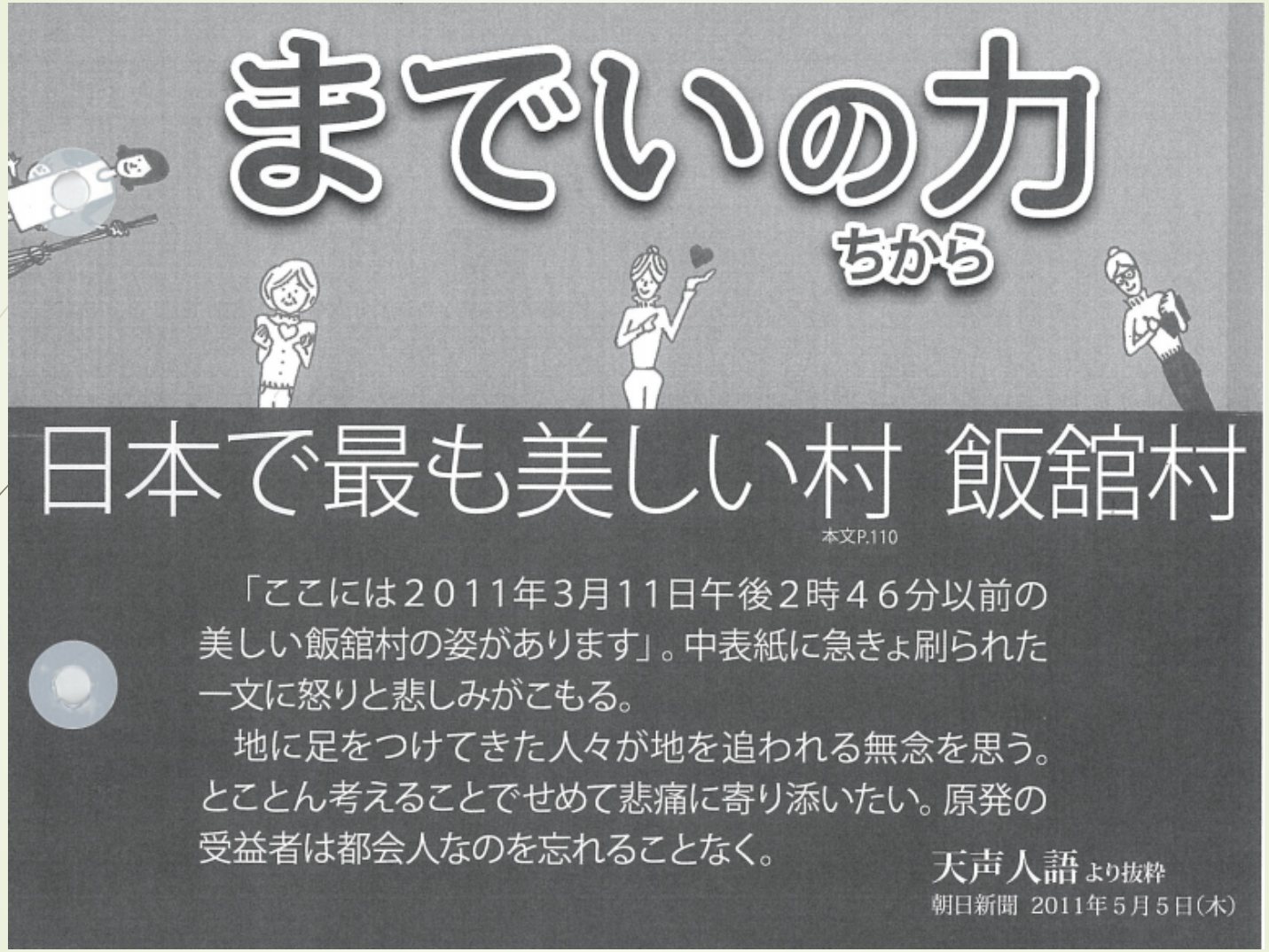
までいの力
ちから
日本で最も美しい村 飯舘村
本文P.110
「ここには２０１１年3月11日午後２時４６分以前の美しい飯舘村の姿があります」。中表紙に急きょ刷られた一文に怒りと悲しみがこもる。
地に足をつけてきた人々が地を追われる無念を思う。とことん考えることでせめて悲痛に寄り添いたい。原発の受益者は都会人なのを忘れることなく。
天声人語 より抜粋
朝日新聞 2011年５月５日(木)

甲F1

原発技術と他の科学技術との質的相違（特に被害の特異性）

Ⅰ）原発事故は、事態の進展に伴って収束せずに拡大していくこと。

Ⅱ）トライアルアンドエラーによる実験と実証、検証を踏まえた安全性の向上という過程を踏むことができないこと。

Ⅲ）地震や火山など、科学的に不確実な現象に対応しなければならないこと。

Ⅳ）原発事故被害が、

ⅰ）不可逆・甚大性…遺伝子を傷つけて回復できない。大量の被ばくは死に至る

ⅱ）広範囲性…極めて広範な地域（我が国に留まらない）に大量の放射性物質をまき散らす

ⅲ）長期・継続性…半減期が長く、原発の利用を承認していない将来世代にも深刻な被害を生じさせかねない

ⅳ）全体性…地域のコミュニティ（伝統や文化）を根こそぎ破壊するという特徴を有すること。

シーベルトとベクレルの違い

外部被ばくと内部被ばくの違い

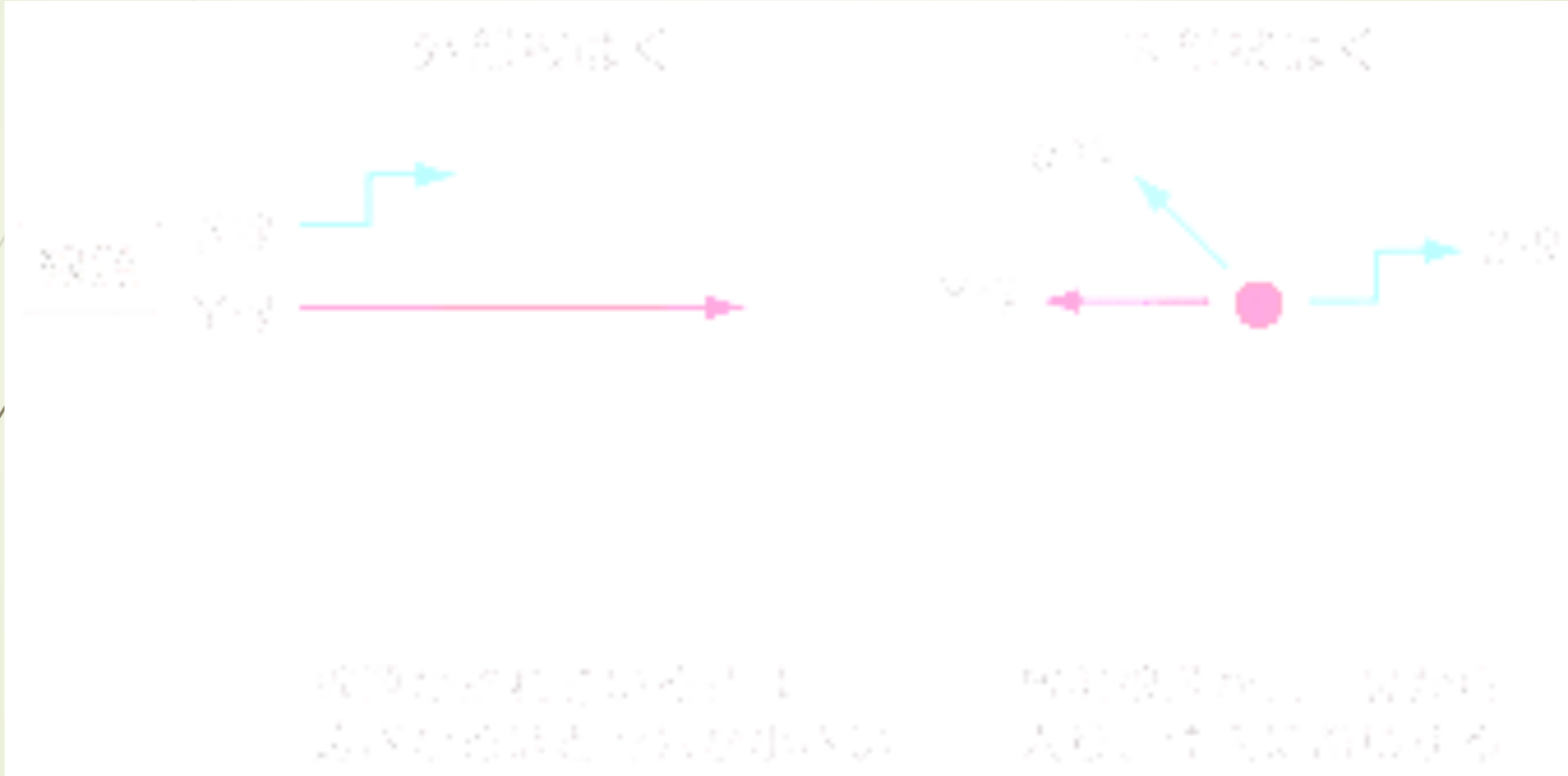

放射線を人体に受けると、遺伝子（DNA）が傷つき、DNAを切断させるため、障害を発生させるおそれがある。

チェルノブイリ事故では事故後４～５年で爆発的に甲状腺がんが増えている。手術痕は、チェルノブイリ・ネックレスと呼ばれ、差別やいじめの対象になりうる。

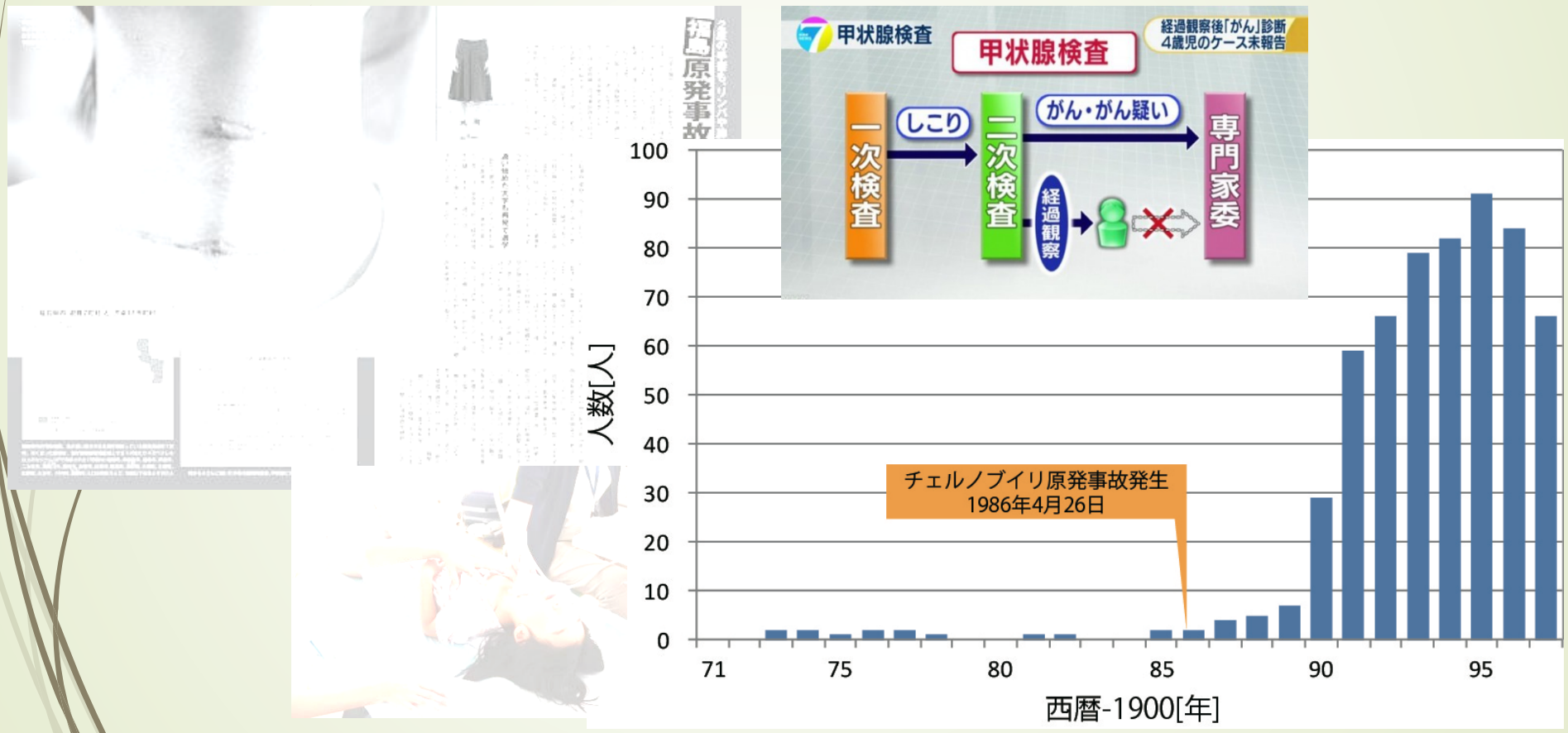

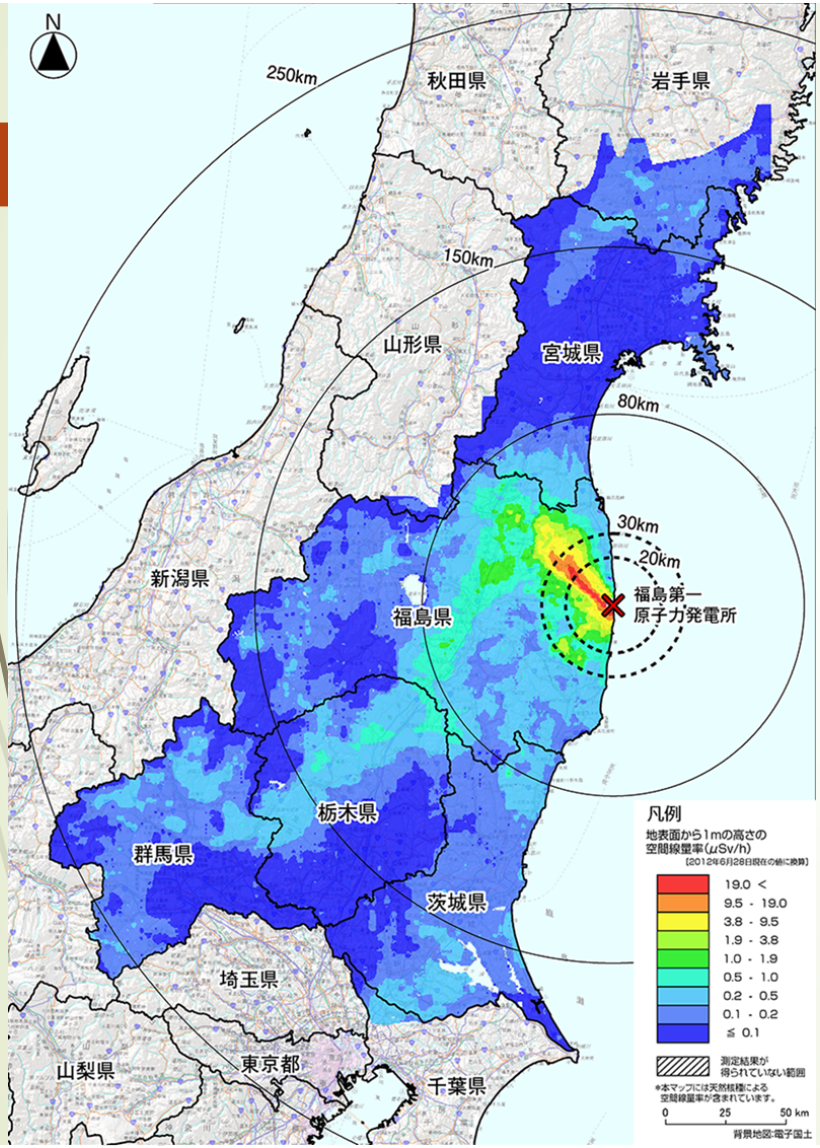

セシウムの空間線量率

甲Ｆ４２の１　文部科学省・米国エネルギー省・原子力規制庁が行った第５次航空機モニタリング結果に基づく図　２０１２年６月２８日現在の値に換算。２５０ｋｍ圏の一部の数値を明らかにしたものの中では最も時期が古いもの。

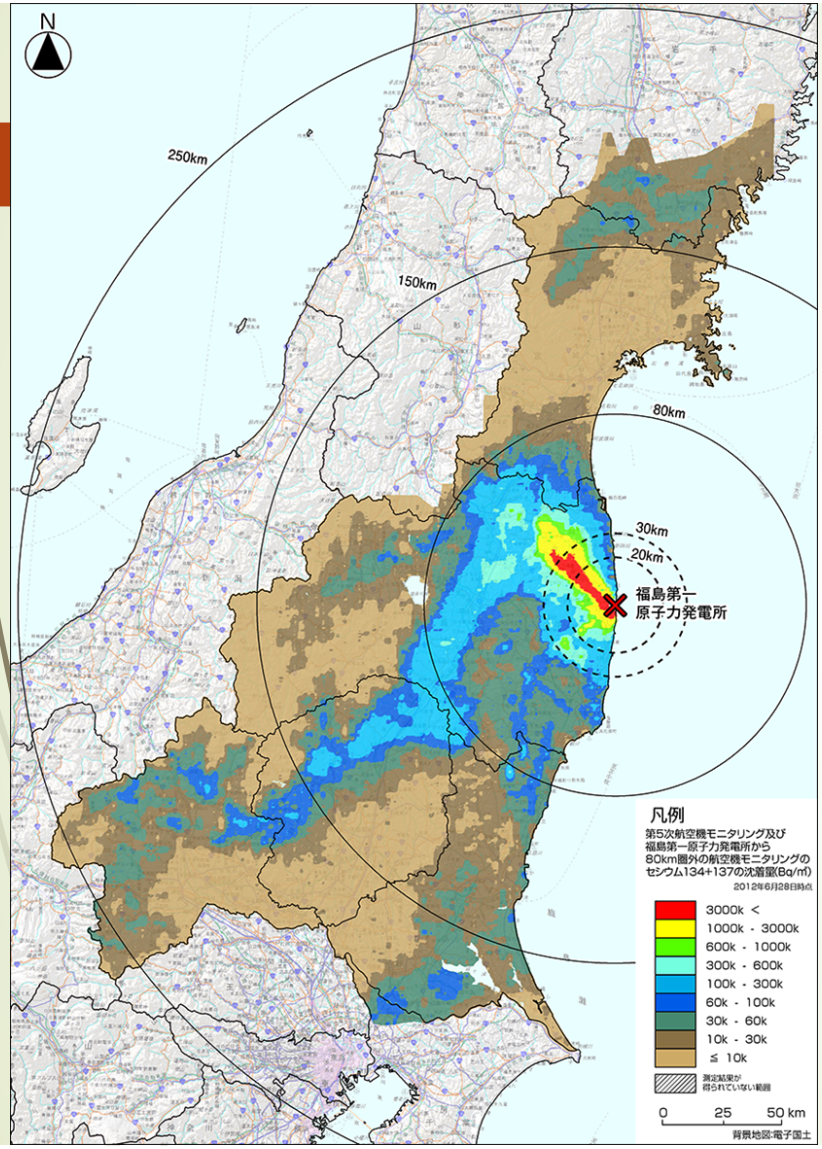

セシウム１３７と
セシウム１３４による土壌汚染

甲Ｆ４４　文部科学省・米国エネルギー省・原子力規制庁が行った第５次航空機モニタリング結果に基づく図　２０１２年６月２８日現在の値に換算。２５０ｋｍ圏の一部の数値を明らかにしたものの中では最も時期が古いもの。

福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描-近藤駿介氏

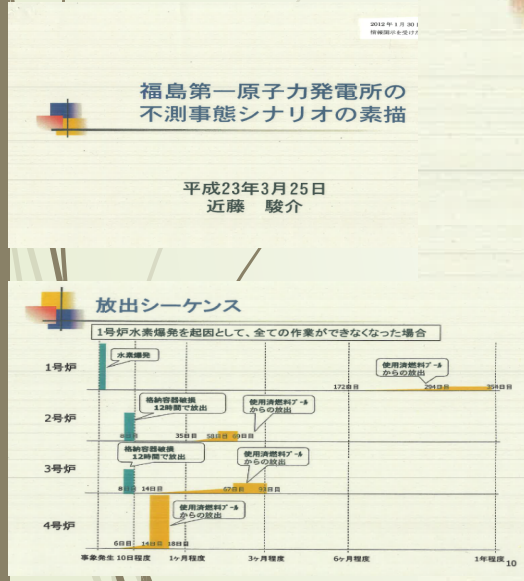

線量評価結果について

- 水素爆発の発生に伴って追加放出が発生し、それに続いて他の号機からの放出も続くと予想される場合でも、事象のもたらす線量評価結果からは現在の20kmという避難区域の範囲を変える必要はない。
- しかし、続いて4号機プールにおける燃料破損に続くコアコンクリート相互作用が発生して放射性物質の放出が始まると予想されるので、その外側の区域に屋内退避をもとめるのは適切ではない。少なくとも、その発生が本格化する14日後までに、7日間の線量から判断して屋内退避区域とされることになる50kmの範囲では、速やかに避難が行われるべきである。
- その外側の70kmの範囲ではとりあえず屋内退避を求めることになるが、110kmまでの範囲においては、ある程度の範囲に土壌汚染レベルが高いため、移転を求めるべき地域が生じる。また、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることを理由に移転することを希望する人々にはそれを認めるべき地域が200kmまでに発生する（容認線量に依存）。
- 続いて、他の号機のプールにおいても燃料破損に続いてコアコンクリート相互作用が発生して大量の放射性物質の放出が始まる。この結果、強制移転をもとめるべき地域が170km以遠にも生じる可能性や、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることをもって移転を希望する場合認めるべき地域が250km以遠にも発生することになる可能性がある。
- これらの範囲は、時間の経過とともに小さくなるが、自然（環境）減衰にのみ任せておくならば、上の170km、250kmという地点で数十年を要する。

海洋汚染のすさまじさ

半減期

ヨウ素１３１が８日、
セシウム１３７が３０年、
プルトニウム２３９に至っては、２万４０００年。

表１　主要な放射性核種の半減期

核種	半減期
H-3	12.33年
C-14	5730年
K-40	12.77億年
Co-60	1925.1日 *
Sr-90	28.79年
Mo-99	65.94時間
Tc-99m	6.01時間
I-129	1570万年
I-131	8.02070日
Cs-137	30.07年
Ra-226	1600年
U-238	44.68億年
Pu-239	2.4110万年

＊１年を365.25日とすると、約5.271年に相当する。

[出典] National Nuclear Data Center: Nuclear Wallet Card, http://www.nndc.bnl.gov/wallet/

全体性-平穏な生活を保持する権利を侵害すること

後記第１０節の第１ないし第４５の各１認定の事実を前提として，平穏生活権について検討する。

人は，いかなる人生を歩むか，いかに自己実現をはかるかについての自己決定権を有している（憲法１３条）。そして，日々の生活が，人間一人ひとりの自己決定権の行使により形成され，自らの個性を発揮して築き上げてきた成果であると同時に，将来において自己決定権を行使する際の基盤となるものであることからすると，個人の尊厳に最高の価値を置く我が国の憲法下において，民事上も，平穏な生活が権利又は法的保護に値する利益であることに疑いはない。

１　平穏生活権の具体的な内実について検討するに，本判決における平穏生活権は，多くの権利利益を包摂するものと考えられる。

すなわち，憲法２２条に定める居住移転の自由は，経済的自由にとどまらず，精神的自由の側面を持ち，一方で移転することにより人の精神的成長がはかられる側面があり，他方で一つの地域に住み続け，その地域の地理的環境を前提にして，長年にわたって育まれ発展してきた伝統，文化及び生業の全部または一部を継承することを選択することも居住移転の自由として尊重すべき権利であって，職業選択の自由とともに，自己決定権の具体的な現れということができる（社会生活全般にわたる権利制限を，憲法１３条に根拠を有する人格権そのものに対する侵害と捉えたものとしてハンセン病熊本地裁判決がある。本件訴訟においては，居住移転の自由の一類型である生活の本拠から転出しない自由を，被侵害利益である平穏生活権が包摂する権利利益として捉えることができる。

また，各家庭の構成員には，地域に密着し，当該家庭の特色に即して，教育を授け，これを受ける権利（憲法２３条及び２６条）があり，自ら教育により発達していく権利がある（以下，この権利を「人格発達権」ということもある。）。

そして，人は社会的な生き物であり，上記平穏な生活は，私生活と社会生活の双方から捉えることができる。私生活は，家庭生活（婚姻関係及び親子関係等）を中核とし，家庭生活にとどまらない身分関係（その他の親戚関係等）により形成されていて，社会生活には，学校生活，職業生活及び地域生活等があって，それらの多くは複合的かつ継続的に関連している。

原告らには，あらゆる年代の者がいて，男女の別があり，同じ福島県内ではあるものの，本件事故当時の居住地域が異なるなかで，学校生活を有する者と有しない者，様々な職業に就き，あるいは様々な事業を営んでいる者，無職の者，既婚者，独身者，父母と生活を共にしている者，一人暮らしの者，地域に深く密着した生活をよしとして，その学校生活，職業生活及び地域生活がほぼ重なる者やそうではない者等がいて，本件事故の発生時において様々な生活を営んでいたものである。

以上のように，本判決における平穏生活権は，権利利益の性質と多様性に加え，原告それぞれの属性や生活の在り方の多様性を反映したものとして，多くの権利利益を包摂するものということができる。

高浜原発1号炉の重大事故による被曝の広がり

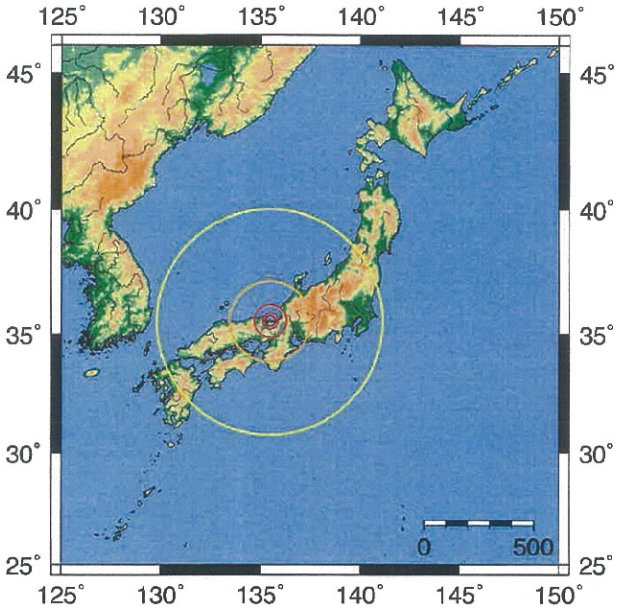

個人の全身被曝線量と距離

6 Sv	:24 km
3 Sv	:36 km
1 Sv	:74 km
250 mSv	:185 km
50 mSv	:516 km
1 mSv	:3265 km